

新型コロナウイルス感染症の影響等に係る対応について

令和3年3月2日
長野労働局

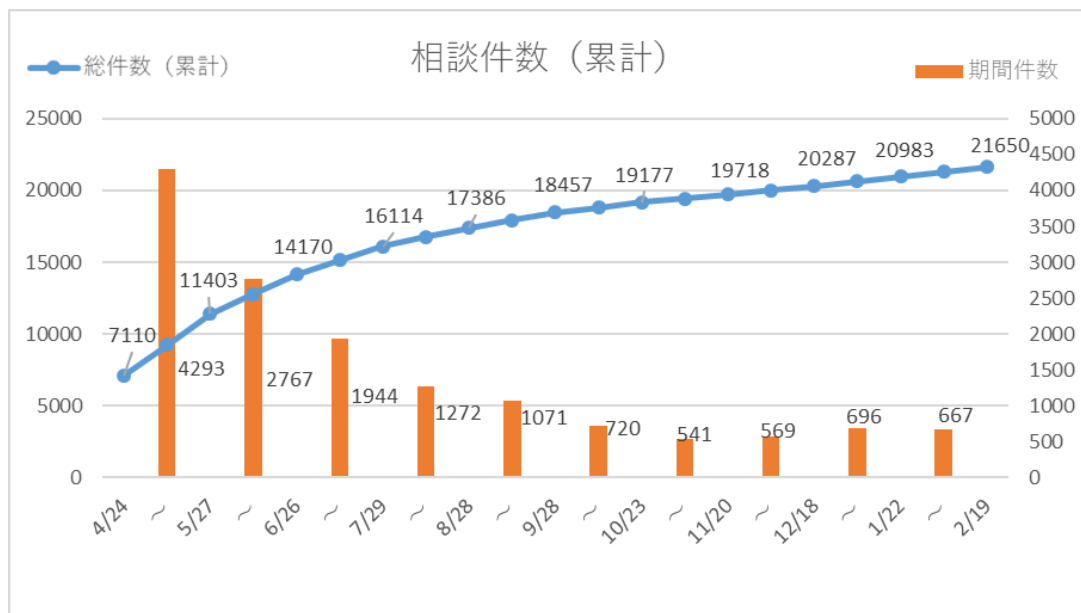
1 企業、労働者からの相談等への対応

令和2年2月14日以降、長野労働局（雇用環境・均等室）、県内各労働基準監督署及び各ハローワーク（公共職業安定所・同出張所）に、「特別労働相談窓口」を設置。

企業、労働者等からの問い合わせ・相談に応じるとともに、解雇・雇止めに関する情報があつた事案に対して、再就職支援や啓発指導を実施。

(1) 相談状況について ※令和3年2月19日時点の累計

21,650 件（事業主 16,610 件、社会保険労務士 2,223 件、労働者 2,065 件など）



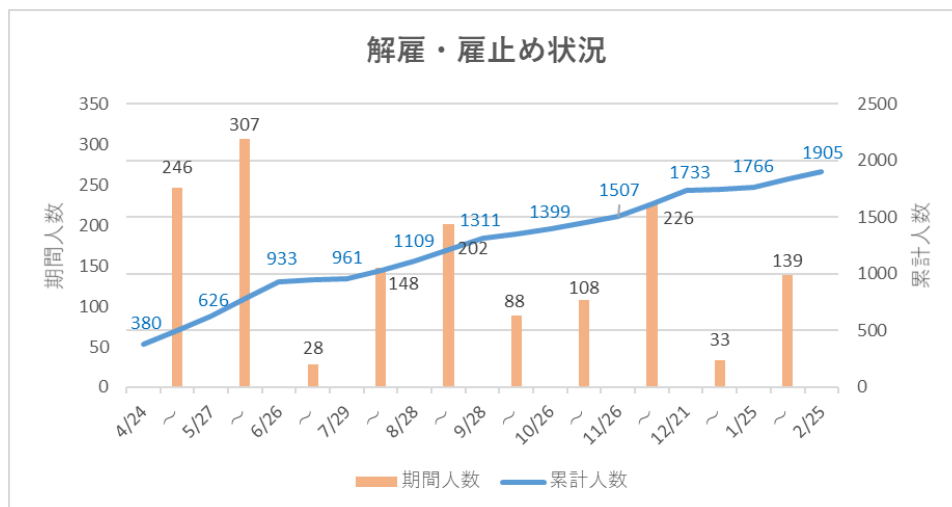
相談内容（累計）		解雇・雇止め	712 3%	安全衛生	245 1%
雇用調整 助成金等	17,473 78%	小学校等休業 助成金	525 2%	賃金	339 2%
休業手当等	1,777 8%	休暇	375 2%	他	1,099

相談業種（累計）		宿泊	2,231 11%	労働者派遣	586 3%
製造	6,099 29%	卸・小売	1,498 7%	医療・福祉	433 2%
飲食	2,734 13%	運輸	794 4%	旅行	191 1%

(2) 解雇・雇止め状況について（ハローワーク、需給調整事業室把握のもの、見込み含む）

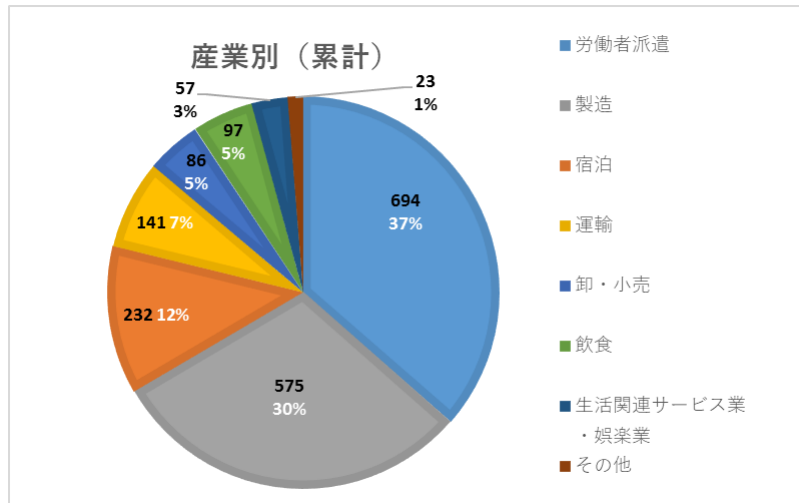
※令和3年2月25日時点の累計

145 事業所、1,905 人



【産業別】（カッコ内令和3年1月25日時点との差）

労働者派遣業 48 事業所・694 人(+3)、製造業 36 事業所・575 人(+117)、
 宿泊業 18 事業所・232 人(0)、運輸業 8 事業所・141 人(+1)、
 卸・小売業 10 事業所・86 人(+1)、飲食業 10 事業所・97 人(0)、
 生活関連サービス業・娯楽業 6 事業所・57 人(+17)、医療・福祉業 3 事業所・10 人(0)、
 建設業 1 事業所・3 人(0)、旅行業 2 事業所・6 人(0)、不動産業 1 事業所・2 人(0)、
 教育・学習業 1 事業所・1 人(0)、情報通信業 1 事業所・1 人(0)



【地域別】

北信 29 事業所・355 人 (+26)、東信 19 事業所・325 人 (+27)、
 中信 53 事業所・578 人 (+85)、南信 44 事業所・647 人 (+1)

(3) 解雇・雇止め等に対する法令遵守、紛争防止のための個別の啓発指導について

※令和3年2月25日現在の集計値

労働基準監督署では、解雇等のおそれのある事業場に対する法令遵守等及び各種助成金の活用を含めた啓発指導を行った。

把握件数 225 事業所、うち啓発指導実施件数 215 事業所

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大等による雇用の維持・確保等

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるよう、助成金制度を活用した雇用の維持・確保等を要請。

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

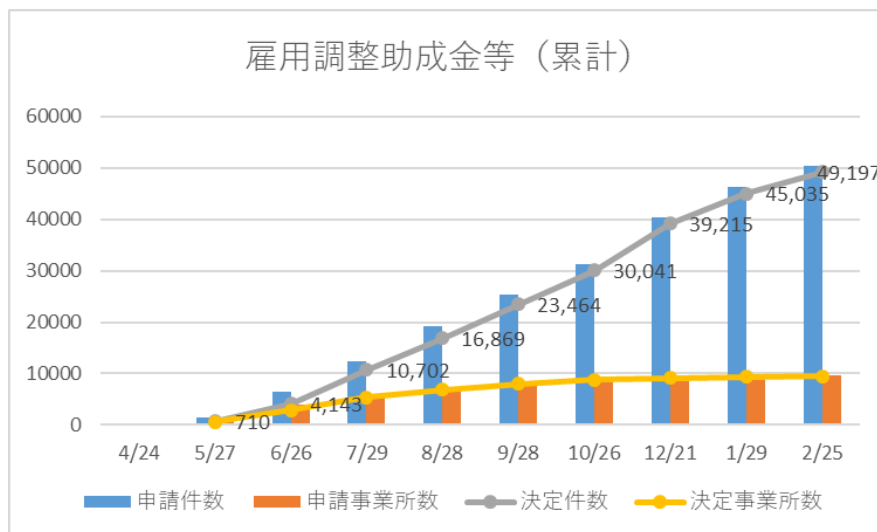
特例措置の拡充、申請書類簡素化、上限額引上げ、緊急事態宣言等対応特例、
＜特例措置期間延長＞

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日まで

◆申請等の状況 ※令和3年2月25日時点の累計（事業所数は延べ数）

支給申請 50,430 件（9,620 事業所）

支給決定 49,197 件（9,518 事業所）



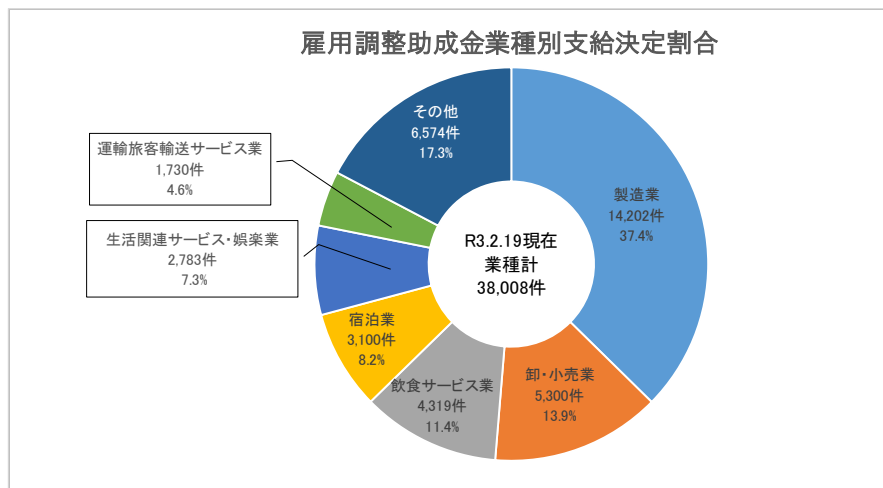
<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を除く）の産業別「支給決定」件数

※令和3年2月19日時点の累計（カッコ内令和2年1月22日時点との差）

38,008 件(+3,701)

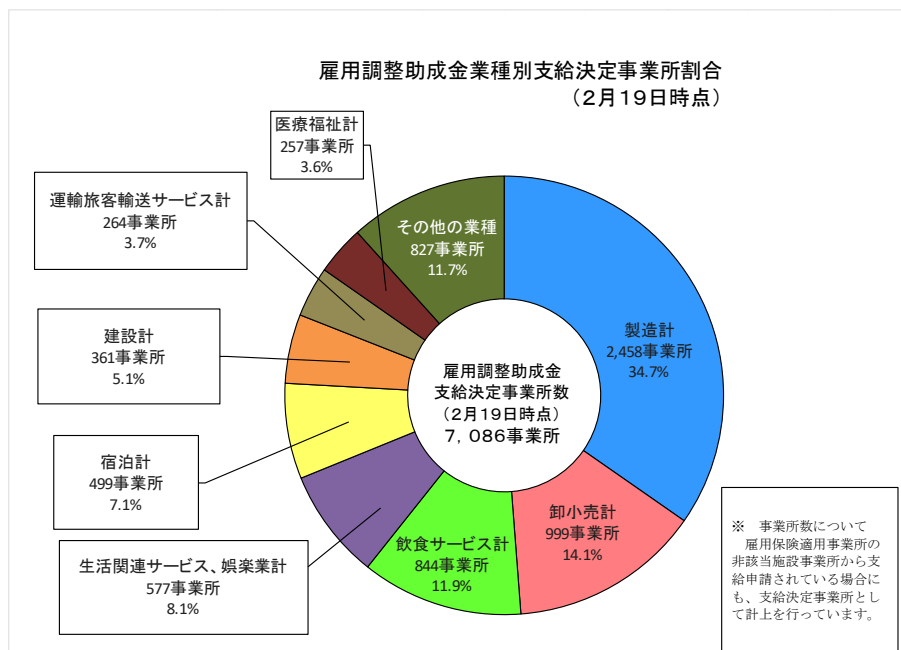
【産業別】製造業 14,202 件 (+1,410)、卸・小売業 5,300 件 (+492)、
飲食サービス業 4,319 件 (+483)、宿泊業 3,100 件 (+286)、
生活関連サービス業・娯楽業 2,783 件 (+242)、
運輸旅客輸送サービス業 1,730 件 (+177)、医療福祉 1,043 件(+85)など



<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定事業所割合
（令和3年2月19日時点）

【産業別】製造業 34.7%、卸・小売業 14.1%、飲食サービス業 11.9%、
生活関連サービス・娯楽業 8.1%、宿泊業 7.1%、建設業 5.1%、
運輸旅客輸送サービス業 3.7%、医療福祉 3.6%など



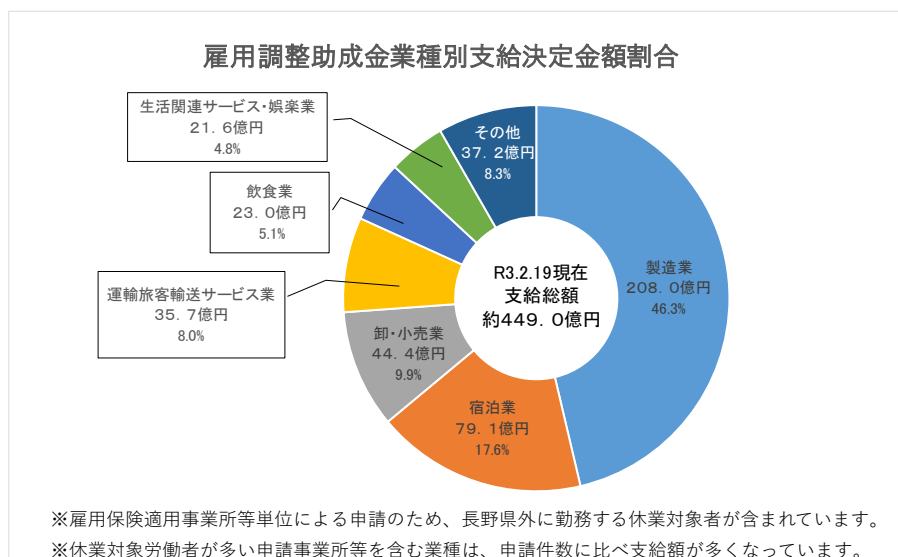
◆支給決定金額 ※令和3年2月19日時点の累計

約 475.9 億円（雇用調整助成金約 449.0 億円 緊急雇用安定助成金約 26.9 億円）
〈全国 約 2 兆 8782.7 億円〉

<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定金額割合

【産業別】製造業 46.3%、宿泊業 17.6%、卸・小売業 9.9%、
運輸旅客輸送サービス業 8.0%、飲食サービス業 5.1%、
生活関連サービス・娯楽業 4.8%、など



(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

＜休業対象期間延長＞

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日まで

＜大企業の非正規雇用労働者(※)について取扱い開始＞

※労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

令和3年2月26日申請受付開始

休業対象期間

○令和3年1月8日以降の休業（※）

※長野県は令和2年11月7日以降に時短要請を発令している（令和2年12月17日）ため、令和2年12月17日以降の休業が対象。

○令和2年4月1日から6月30日までの休業

◆申請等の状況

※令和2年7月10日申請受付開始～令和3年2月25日時点

（カッコ内令和3年1月25日時点との差）

支給申請 12,187 件（+2,264） 支給決定 9,763 件（+1,645）

(3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

休業対象期間の延長（令和3年3月末日まで）

◆申請等の状況＜全国＞

※令和2年3月18日申請受付開始～令和3年2月19日時点

（カッコ内令和3年1月22日時点との差）

申請件数：約 198,500 件（+5,800） 支給決定件数：163,893 件（+7,785）
（支給金額：499.5 億円）

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

制度整備・周知期限の延長（令和3年3月末日まで）

◆申請等の状況＜全国＞

※令和2年6月15日申請受付開始～令和3年2月19日時点

（カッコ内令和3年1月22日時点との差）

申請件数：3,633 件（+756） 支給決定件数：2,941 件（+545）
（支給決定金額：12.7 億円）

(5) 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース新型コロナウイルス感染症対応特例）

3 求人確保対策本部の設置、求人確保連絡会議による求人確保

求人的大幅減少に対応するとともに、労働市場の活性化を図るべく、令和2年9月7日、県内14のハローワークに求人確保対策本部を設置、ハローワーク管内ごとに「求人確保連絡会議」（各労働基準監督署・自治体・経済団体等により構成）を下表のとおり開催。

	第1回	第2回	第3回
ハローワーク長野管内	9月28日	12月3日	2月22日
ハローワーク松本管内	9月30日	12月24日	2月22日
ハローワーク上田管内	9月28日	12月9日	2月24日
ハローワーク飯田管内	10月2日	12月2日	2月25日
ハローワーク伊那管内	10月5日	12月2日	2月26日
ハローワーク篠ノ井管内	9月16日	11月19日	2月18日
ハローワーク飯山管内	10月6日	12月22日	1月19日
ハローワーク木曽管内	9月23日	12月16日	2月26日
ハローワーク佐久管内	9月29日	12月11日	3月8日
ハローワーク小諸管内	9月28日	12月11日	3月8日
ハローワーク大町管内 ①大町市 ②白馬村・小谷村 ③池田町・松川村	① 10月8日 ② 10月14日 ③ 10月20日	① 12月18日 ② 12月14日 ③ 12月4日	① 2月12日 ② 2月8日
ハローワーク須坂管内	10月2日	12月21日	2月25日
ハローワーク諏訪管内	9月30日	12月15日	2月26日
ハローワーク岡谷管内	9月30日	12月15日	2月26日

4 その他

令和3年2月15日、長野労働局長から関係労使団体（99団体）の長あて、「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」要請を実施。（別添参照）

長野労発基 0215 第 3 号
令和 3 年 2 月 15 日

関係団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長

緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への
感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 2 月 2 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く 10 都府県については、3 月 7 日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、職場での取組に関して、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

一方、長野県においては、2 月 3 日に県の医療非常事態宣言が予定どおり解除されるなど、一時期に比べて感染拡大の動きは緩くなっていますが、2 月 15 日時点で、未だに県内全域で新型コロナウイルス注意報が発令されており、引き続き感染拡大防止対策が必要となっているところです。

このような状況を踏まえ、長野労働局では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の 5 つのポイント」に基づく取組状況の自主点検を、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して働きかけるとともに、労働局に「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、各事業場において、別添リーフレットを活用した新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば ☒	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

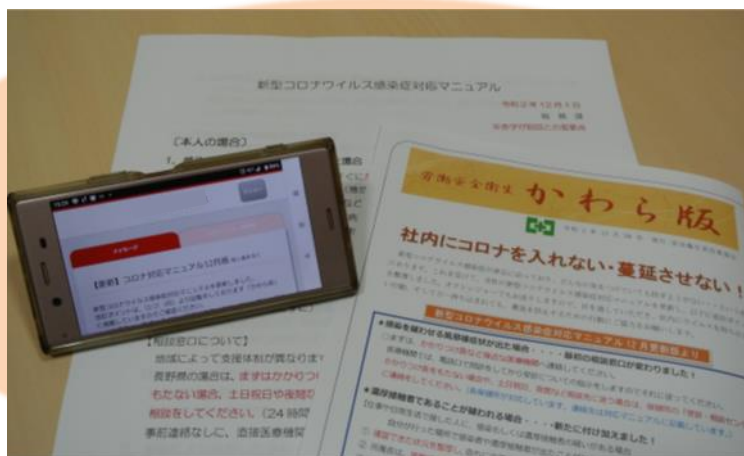
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(((感染症防止5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đứng trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいても会話をすると共に、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		